

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月25日
【会社名】	リョービ株式会社
【英訳名】	RYOBI LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦上 彰
【本店の所在の場所】	広島県府中市目崎町762番地
【電話番号】	府中(0847)41-1111番
【事務連絡者氏名】	財務部経理担当部長 川島 正利
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋1丁目7番1号 虎ノ門セントラルビル4階 リョービ株式会社 財務部
【電話番号】	東京(03)3501-0511番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部部长 有廣 弘
【縦覧に供する場所】	リョービ株式会社 東京支社 (東京都北区豊島5丁目2番8号) リョービ株式会社 大阪支店 (大阪府高槻市今城町24番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2018年6月22日開催の当社第106回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2018年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金は普通株式1株につき金35円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更する。これに伴い、定款第13条、第14条、第37条、第38条及び第39条に所要の変更を行う。また、事業年度の変更に伴い、第107期事業年度を2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間とするため、経過措置として附則を設ける。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、大岡 哲、鈴木 隆及び望月達由の3氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、滝埜義巳氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	260,196	132	30	可決(97.66%)
第2号議案	247,569	12,754	30	可決(92.92%)
第3号議案				
大岡 哲	257,427	2,895	36	可決(96.62%)
鈴木 隆	257,234	3,086	36	可決(96.55%)
望月 達由	257,243	3,077	36	可決(96.55%)
第4号議案				
滝埜 義巳	259,055	1,272	30	可決(97.23%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の3分の2以上の賛成です。
- 第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計していません。

以上